

燕市告示第 123 号

燕市特定空き家等除去事業実施要綱（平成27年燕市告示第285号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

燕 市 長 鈴 木 力

第2条第1号を次のように改める。

(1) 特定空き家等 条例第2条第4号に規定する特定空き家等をいう。

第3条の見出し中「所有者等」の次に「の状況」を加え、同条中「所有者又は相続人(以下「所有者等」という。)」を「所有者等」に、「いずれか」を「いずれかの状況」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 所有者等が死亡し、他に所有者等の権利を有するものがない場合
第5条中「どうかについて、」を削る。

第7条第1項中「者の選任申立てを行い、」を削り、「選任を行う」を「選任申立てを行う」に改め、同条第2項中「家庭裁判所の許可を受けた上で」を「家庭裁判所から選任された」に改め、同条第3項中「成年後見人等の選任を行うものとする」を「家庭裁判所から成年後見人の選任の審判を受けるものとする」に改める。

第8条第2項第2号中「特定空き家等除去後の」を「特定空き家等の除去後、」に改め、同項第3号中「特定空き家等除去事業に」を「特定空き家等除去事業の」に改める。

別表中「2 除去費用等の回収(全部又は一部)(以下「回収」という。)及び土地の活用条件 次の各号のいずれか該当すること。」を「2 除去費用等の回収(全部又は一部)及び土地の活用条件 次の各号のいずれかに該当すること。」に、「(1) 回収」を「(1) 除去費用等の回収(全部又は一部)」に、「(2) 土地の活用 ア、イ、ウいずれか該当すること。」を「(2) 土地の活用 ア、イ、ウのいずれかに該当すること。」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。